

一関市合宿促進補助金交付要綱

(目的)

第1 市民のスポーツ及び文化芸術の水準の向上並びにスポーツ及び文化芸術を通じた市外の地域との交流を促進するため、市外の学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中等部及び高等部、大学並びに高等専門学校をいう。以下同じ。）の生徒又は学生で構成するスポーツ系及び文化系の団体（学校等において部と認められた団体に限る。以下「学校等の部」という。）が市内で合宿を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる合宿（以下「補助対象事業」という。）は、学校等の部が市内に宿泊してスポーツ又は文化芸術の技術等（以下「技術等」という。）の向上を目的に行うもので、次の各号の要件のいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業を営む市内の施設に宿泊すること。ただし、市長が不相当と認める施設を除く。
- (2) 前号の施設に連続して2日以上宿泊し、滞在期間中の生徒又は学生、指導者及び世話人の延べ人数が20人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とするとき。
- (3) 市又は市の関連団体（市から補助金等を受けている団体をいう。）から合宿関連事業への補助金等の交付を受けているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

3 同一の学校等の部の合宿が2箇所以上に分かれて宿泊する場合において、その目的と活動内容が同一であるときは、一の補助対象事業とする。

(対象経費、補助額等)

第3 補助金の交付対象となる経費は、交通費又は宿泊費のいずれかとし、その補助額及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象経費	補助額	補助限度額
<p>1 交通費（他の合宿地を經由する場合は、他の合宿地からの経費とする。）</p> <p>(1) 学校等からの往復の鉄道賃、船賃、車賃、航空賃</p> <p>(2) バス等の借上料</p> <p>2 宿泊費</p>	<p>対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てた額）</p> <p>延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額</p>	<p>1人当たり2万円を上限とし、総額で40万円を限度とする。</p>

2 市内の児童、生徒又は市民を対象とした技術等の向上のための指導を行う事業（以下「技術等指導交流事業」という。）を行う場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号の額を前項の補助額に加算する。ただし、10万円を限度とする

(1) 学校等の部の指導者等による指導 当該指導者等1人1時間当たり4,000円以内の額

(2) 大学の学生による指導 当該学生1人1時間当たり2,000円以内の額
（補助事業の経費の配分及び内容の変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助金の交付対象となる経費の額の2割以内の変更とする。ただし、補助金の額に変更が生じる場合は、この限りではない。

（申請の取下期日）

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び提出期限）

第6 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期限は、別表のとおりとする。
（補則）

第7 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第6関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	合宿促進補助金交付申請書 1 合宿事業計画書 2 予定表又は行程表 3 合宿参加者名簿 4 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号	1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類	合宿促進補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 合宿変更事業計画書 2 その他市長が必要と認める書類	第3号 第2号	1部 1部	別に定める。
規則第13条第1項の規定による書類	合宿促進補助金請求書 1 合宿補助金実績報告書 2 合宿実績内訳書 3 宿泊証明書 4 技術等指導交流事業調書 5 その他市長が必要と認める書類	第4号 第5号 第2号 第6号 第7号	1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。